

お客様各位

全日本空輸株式会社

## カナダ向け貨物における事前申告制度(PACT)の対応に関するご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社便をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、2024年10月よりカナダ当局において新たな安全・保安プログラム“Pre-load Air Cargo Targeting (PACT)プログラム”が導入されます。当該プログラムではカナダ向け又はカナダを経由する全ての貨物を対象に、米国向け ACAS プログラム同様、カナダ当局へ搭載予定の貨物に関する事前情報を申告することが求められます。

弊社におきましては、要件に対して確実に遵守するためプロセスならびにシステムの準備を進めております。今回の新たなプログラムの要件を満たすためにも、お客様におかれましては下記の通りご協力をいただきますよう何卒お願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 対象貨物

カナダ向け、またはカナダを経由する航空機へ搭載する全ての貨物

※ロードフィーダー便などの陸路でカナダへ入国する貨物については対象外となります。

ただし、米国を経由する貨物は ACAS プログラムの要件が求められますのでご注意ください。

### 2. ご依頼

搭載前にカナダ当局へ情報送信を行う必要があるため、提出期限までに以下の正確な情報提供をお願い致します。

- ・Airway Bill/House Airway Bill 番号
- ・荷送人のお名前、住所（国/州/都市/郵便番号を含む）
- ・荷受人のお名前、住所（国/州/都市/郵便番号を含む）
- ・品名（総称ではなく具体的な名称）
- ・貨物の総個数
- ・貨物の総重量
- ・品名（総称ではなく具体的な名称）
- ・貨物の総 SLAC 個数（SLAC 個数がある場合）※SLAC 個数は米国を経由する場合に求められます

### 3. 開始日

2024年10月1日(火)日本出発便より

※本プログラム開始は2024年10月中(予定)となりますが、弊社での取扱いは10月1日(火)よ

# ANA Cargo

り必須とさせていただきます。なお、10月1日(火)より本プログラムの開始までの間については、罰金等一切のペナルティは発生いたしません、本プログラム開始以降については対象国を経由または到着する貨物については必須となります。弊社システムへの反映状況確認のため、上記開始日よりご協力のほどお願い致します。なお、正確な運用開始日についてはカナダ運輸省から通知され次第、改めてご連絡させていただきます。

## 4. お客様ご自身で申請を実施される場合

カナダ向け貨物のうち、PACT 申請をお客様ご自身で実施される貨物については、以下のご対応をお願い致します。

- ① 貨物搬入時に必ず「搭載許可」を取得し、お客様自身で確認後、貨物搬入をお願い致します。
- ② MAWB の Handling Information 欄に PACT 直接送信の旨と申告時の問題の有無を記載願います。

### 《AWB 記載例》

*(Name of Agent) has transmitted HAWB PACT Data directly to Canadian authorities, and has received approval without any problems.*

- ③ 万が一、貨物搬入後にカナダ当局から搭載不許可等のメッセージを受信した場合、速やかに弊社宛にご連絡をお願い致します。
- ④ 弊社に対してカナダ当局より罰則および罰金が課され、お客様に過失があると認められた場合は、お客様に請求させて頂く場合がございます。予め、ご了承願います。

## 5. その他

- (1) お客様からご提出いただいた貨物情報の内容について輸送目的以外にこれを使用することは一切致しません。又、当局から指示があった場合を除き、当局を含む外部へこれを開示することはありません。
- (2) 2024年10月1日(火)日本出発便から本プログラム開始(日付未定)までの間で、必要な情報をご提出いただいていない場合におきましても受託させていただきますが、本プログラム開始以降に必要な情報のご提出をいただけていない場合につきましては、受託不可又は搭載不可とさせていただきます、お客様の過失による輸送遅延につきましては、弊社では一切の責任を負いません。
- (3) 弊社に対して対象国当局より罰則および罰金が課され、お客様に過失があると認められた場合につきましては、お客様に請求させて頂く場合がございます。予め、ご了承願います。
- (4) 貨物引き渡し遅延ならびに着地税関当局からのペナルティ防止の観点から Shipment Description については具体的な品目名をご提供ください。
- (5) 混載貨物の場合、HAWB のうち一つでも承認が当局より受けられていない場合については、当該の MAWB 全体の貨物の搭載を保留いたします。
- (6) 管轄となるカナダ運輸省からの要件変更又はシステムに関する変更が生じた場合には、お客様へ速やかにご案内致します。

# ANA Cargo

(参考) Pre-load Air Cargo Targeting (PACT)プログラムについて

Pre-load Air Cargo Targeting (PACT)とは、航空貨物のセキュリティ対策強化を目的にカナダ運輸省より新たに導入されるプログラムです。本プログラムの開始に伴い、航空会社は航空機への搭載前に貨物事前情報 (FWB/FHL)を現地当局へ送信し、貨物の搭載許可を取得しておく必要があります。

## 搭載許可取得プロセス

- (1) 航空会社は貨物事前情報(FWB/FHL)を電子データで現地当局へ送信
- (2) 現地当局は事前情報をもとにスクリーニングを行い、航空会社へ結果を返信
- (3) 航空会社は搭載する貨物の許可が得られていることを確認
- (4) 貨物を ULD へ積み付け開始

※未スクリーニング貨物やスクリーニング結果にて搭載不可の判定を受けた貨物については、別途対応が必要となります。

ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上